

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

堺市長 永藤 英機

市町村名 (市町村コード)	堺市 (271403)	
地域名 (地域内農業集落名)	別所地区 (上別所、下別所)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・別所は本市の南部に位置し、果樹生産が盛んで温州みかんが大半を占めている。また、川沿いや谷間では稲作を中心に栽培されている。みかん栽培農家は比較的大型で、専作化されている。

・しかし、温州みかんの恒常的な生産過剰やオレンジの輸入自由化などにより、需給均衡と経営の安定化が求められてきた。

・過去に「かんきつ園地再編対策事業」や「みかん等果樹園転換特別対策事業」を実施し、みかん園の転換を行った。また、共同利用施設や農道整備も行った。

・泉北ニュータウンに隣接し、消費者に近い立地を生かして、みかん狩園や貸しみかん園、直売所への出荷に組織的に取り組んでいる。

・近年、アライグマを主とする獣害被害が頻発し、対応に苦慮している。

・10年後の農地利用の意向は、自作面積13.44haのほか、貸し出し希望1.93haとなっている。

・後継者なしが42%、後継者のいる中で就農は未定が40%と、後継者不足が顕著となっており、新たに耕作にかかわる人材の確保・育成が必要である。

・ため池の維持管理や水路の老朽化に伴う補修整備には多くの資金が必要であり、後継者不足の中、資金の確保が困難になっている。

・農作物の価格が低い一方で、農業用施設の維持費が高いため、若手の農家が負担に感じている。

・別所はかんきつ栽培が中心であるが、急こう配の地形を利用して行われているため、高齢の農業従事者にとっては危険な作業となっている。

・農業従事者の高齢化や担い手の不足により、農道沿いの比較的アクセスが良い圃場でも不耕作化が生じているほか、農用地域域内での不耕作地の増加も見られる。

・高齢で後継者がいない農家にとって、山間部で土地活用が限られることが、周囲の営農環境に対する課題にもなっている。

・農業用施設の整備などの支援などの地域内の要望については、関係機関の協力や市の支援施策、国や府の補助事業の活用などはもとより、行政と地域の実情を踏まえて連携しながら取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・温州みかんの栽培を中心としつつ、収益性が高く消費者ニーズを反映した新しい作物の導入を検討する。消費者に近い立地を生かして、みかん狩園や貸しみかん園の運営を継続し、地域の観光資源として活用する。

・ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」をはじめとする農産物直売所への安定した出荷を行う。

・すでに取り組まれている「大阪エコ農産物」や「堺のめぐみ」マークの認証取得をより一層推進しブランド力と知名度の向上をめざす。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	92.99 ha
------------	----------

うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	92.99 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・全域が農振農用地区域内であり、農地はすべて農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・利便性が高い農地は積極的に集積等を行う。
・農地中間管理機構を活用して、地域内外から認定農業者をはじめ既存農業者や新規就農者などで、地域と調和、共生できる意欲的な経営体の参入を促進し、農地の集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア、経営転換する経営体の農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
・担い手の分散錯図を解消するために利用権を設定・交換する場合は、原則として農地中間管理機構を通じて行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・山間部など、接道状況が悪い地域の農道整備を行う。
・ため池、水路、農道などの施設の老朽化に伴い、適切な維持、管理、補修を行い、機械化を進め作業の負担軽減を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・担い手への集積・集約化を基本とし、スマート農業の導入等により省力化を実現することで営農の持続性を高める。
・地域と調和、共生できる経営体の確保・育成を図るため、関係機関と連携し、支援を行っていく。
・新規就農者の地域内での定着及び規模拡大を進め、本地域の中核的な担い手農家としての活躍につながるよう、地域としての支援を行う。
・定年退職後の就農を地域で継続的に働きかけ、営農の維持に取り組むことで担い手の確保に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

・水田については、JA堺市への農作業委託を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が発生しており、堺市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施
②⑤農業者の所得向上につながる高収益作物の新規栽培
③⑧スマート農業といった新たな取り組みに必要な資機材の導入や、これまでに導入・整備してきた農業機械や農業用施設の計画的な更新